

新型コロナウイルス感染症における出席停止等の取り扱いについて(8/31改定)

神奈川県立大船高等学校長

保護者の皆様におかれましては、ご清祥のこととお喜び申し上げます。これまで、学校における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止においてご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

この度、「県立学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」(令和2年8月28日付)を受け、次のとおり出席停止等の取り扱いについて一部改定いたしました。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、保健所や医療機関から指示や要請があった場合は、そちらに従ってください。次の状況が発生した場合には、学校へ速やかに保護者の方からご連絡いただきますようお願いいたします。

登校を再開する際には、「出席停止等届」を記入し学校へ提出してください。用紙はホームページからダウンロードもできますし、登校後に担任から受け取ることもできます。

【出席停止となる場合】

改定前	改定後
1. 生徒本人が新型コロナウイルス感染症に感染した	変更なし
2. 生徒本人が濃厚接触者に指定された	変更なし
3. 生徒の家族等が濃厚接触者として特定された	<u>同居する家族等が感染または感染の疑い(風邪症状等)がある</u>
4. 発熱等の風邪症状が見られ、無理せず自宅で休養した	生徒本人が発熱等の風邪症状、 <u>息苦しさ、強いだるさ等の症状</u> があり自宅で休養した

【校長が出席しなくてもよいと認めた日となる場合】

改定なし
5. 重症化リスクの高い基礎疾患等があるため、主治医等に登校すべきではないと判断された
6. その他

※ 軽症であっても風邪症状等がある場合は、登校を控えてください。その際に次の①～③にあてはまる場合は、医療機関や新型コロナウイルス相談センター(住んでいるところの保健所等)へご相談ください。

- ①強い息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ、高熱などの強い症状がいずれかある場合
- ②重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合)